



27 予予第 358 号
平成 27 年 6 月 30 日

一般社団法人日本建設業連合会
会長 中村 満義 殿

東京消防庁
予防部長 村上 研



通路誘導灯の代替として設置する非常用の照明装置に係る運用基準の一部改正の
周知について（依頼）

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、別添えのとおり消防庁から新たな解釈が示されたことから、運用基準の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴会員に対し御周知下さいますようお願い申し上げます。

記

1 改正する運用基準

階段又は傾斜路に 60 分間以上作動できる非常用の照明装置を設置する場合、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 28 条の 2 第 2 項第 5 号の規定により、誘導灯の設置を要しないものとしています。当庁においては消防庁との法令の解釈に係る協議を経て、別記、新旧対照表、旧欄のとおり、非常用の照明装置ではない自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備（以下「自家発電設備等」という。）と建築基準法令に適合した非常用の照明装置との間の配線は、一般配線又は耐熱配線としています。

この配線を非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和 45 年 12 月 28 日建設省告示第 1830 号。以下「非常照明告示」という。）第 2 で規定する電気配線に改正します。改正後の基準は、別記、新旧対照表、新欄のとおりです。

2 運用開始日

改正した運用基準は、平成 27 年 7 月 1 日からとします。

現に電源回路が設置され、又は設置の工事に着手したものは、当分の間、なお従前の例によることとします。

3 留意事項

非常照明告示第 2 で規定する電気配線とは、600 ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するもので、耐火構造の主要構造部に埋設した配線のほか M I ケーブルを用いて行う配線等を指すものです。

お問合せ先

（ 予防部 予防課 火気電気係 五十嵐 松本 ）
電話 03-3212-2111 内線 4782 4768

新	旧
<p>自家発電設備等 (容量30分間以上)</p> <p>常用電源</p> <p>非常用照明器具 (電池内蔵形30分間) (自主評定品)</p> <p>一般用分電盤</p>	<p>自家発電設備等 (容量30分間以上)</p> <p>常用電源</p> <p>一般用分電盤</p> <p>非常用照明器具 (電池内蔵形30分間) (自主評定品)</p> <p>建築基準法令に適合した 非常用の照明装置</p>
<p>第 16-12A 図 他の非常電源からの電源回路の例 (電池内蔵型の場合)</p> <p>自家発電設備等 (容量30分間以上)</p> <p>常用電源</p> <p>非常照明用 分電盤</p> <p>蓄電池設備 (容量30分間)</p> <p>非常用照明器具 (自主評定品)</p>	<p>第 16-12B 図 他の非常電源からの電源回路の例 (電源別置きの場合)</p> <p>自家発電設備等 (容量30分間以上)</p> <p>常用電源</p> <p>非常照明用 分電盤</p> <p>蓄電池設備 (容量30分間)</p> <p>非常用照明器具 (自主評定品)</p> <p>建築基準法令に適合した 非常用の照明装置</p>
<p>第 16-12B 図 他の非常電源からの電源回路の例 (電源別置きの場合)</p> <p>[凡例]</p> <p>—— : 非常照明告示第2に規定する電気配線</p> <p>—— : 一般配線</p> <p>----- 改正部分</p>	<p>第 16-12B 図 他の非常電源からの電源回路の例 (電源別置きの場合)</p> <p>[凡例]</p> <p>—— : 耐熱配線又は耐火配線</p> <p>—— : 一般配線又は耐熱配線</p>

別添え

消防予 第 458 号
平成 26 年 11 月 5 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
〔公 印 省 略〕

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答を送付いたしますので執務上の参考として下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。



消防庁予防課設備係
担当：金子、久保田
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

問 消防法施行規則第 28 条の 2 第 2 項第 4 号の規定により、消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に建築基準法施行令（以下「建基令」という。）第 126 条の 4 に規定する非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）で、60 分間作動できる容量以上のものを設けた場合には、通路誘導灯の設置を要しないこととされているが、当該非常照明は、建基令第 126 条の 5 に規定する非常照明の基準（予備電源の容量に係る基準を除く。）を満たす必要があるのか。

(答)

お見込みのとおり。